

東京農工大学職員組合

慶弔規定

第 1 条 この規定は東京農工大学職員組合会計細則第 18 条にもとづきこれを定める。

(目 的)

第 2 条 この規定は東京農工大学職員組合規約第 5 条第 5 項の趣旨にもとづき組合員の互助を目的とする。

(財 源)

第 3 条 本規定の活動は毎年の一般会計からの繰入金によりおこなう。

(贈与金額)

第 4 条 事由発生時に、東京農工大学職員組合に在籍中の組合員には、下記の理由によりそれぞれに示した贈与金を贈るものとする。

- | | |
|----------------|------|
| 1. 本人死亡 | 10万円 |
| 2. 配偶者死亡 | 5万円 |
| 3. 実（または養）父母死亡 | 3万円 |
| 4. 子死亡 | 3万円 |
| 5. 本人病気 | |
| 疾病による十日以上の休暇 | 1万円 |
| 疾病による一ヶ月以上の休暇 | 2万円 |
| 入院見舞金 | 1万円 |
| 6. 子出産 | 1万円 |
| 7. 本人結婚 | 3万円 |
| 8. 本人退職 | |
| 6ヶ月以上3年未満 | 5千円 |
| 3年以上5年未満 | 1万円 |
| 5年以上10年未満 | 3万円 |
| 10年以上15年未満 | 5万円 |
| 15年以上 | 7万円 |

第 5 条 東京農工大学職員組合規約第 3 条によって定められ管理職員の配置替え等、止むを得ぬ事情による脱会者については、中央執行委員会の決定により退職扱いにすることができる。また組合費に相当する寄付金を納めている者については、第 4 条の規定を準用することができる。

(その他の贈与)

第 6 条 第 4 条の規定以外の事由で、中央執行委員が贈与の必要を認めた場合は中央執行委員会がその都度贈与金額を定めるものとする。

(規定改正)

第 7 条 本規定は毎年、財源、贈与金額等を再検討するものとする。

第 8 条 本規定の改廃は中央大会の決議によらなければならない。

付 則 2009 年 3 月 31 日までは第 4 条規定した給付を引き下げの内容の改訂は行なわないものとする。

この規定は、1999 年 1 月 1 日 より施行する。

1998 年 12 月 15 日 制 定

2005 年 12 月 1 日 一部改正